

県南広域振興局長告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

県南広域振興局長 田村均次

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
西磐井郡平泉町平泉字祇園9番地4	49.40	4.50	平成23年8月9日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部一関土木センター及び平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。